

関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2007年11月号

不服審査請求・多くは障害年金、10年で約3倍に

◆不服申立て件数が急増

年金など社会保険をめぐる都道府県社会保険事務局の社会保険審査官に寄せられた不服申立件数は、過去10年で約3倍に急増しているようです。厚生労働省は詳細な内訳を公表していませんが、多くは障害年金をめぐる不服とみられています。

5,000万件に上る年金記録漏れ問題の発覚前から、年金制度全体への不信が強かったことの裏付けともいえるでしょうか。

◆増加の原因は「よくわからない」???

年金や健康保険など社会保険に対する不服申立ては、社会保険審査官と社会保険審査会の二審制がとられています。不服申立て件数の急増について、厚生労働省や社会保険庁は「原因はよくわからない」としています。

厚生労働省によると、全国の社会保険審査官に対する申立件数は、1997年度の受け分け分と前年度からの繰越し分を合わせた合計は1,637件でしたが、2006年度は5,076

件と約3.1倍に急増し、過去10年間増加し続けています。

◆多くは障害年金関連

これまで厚生労働省は、申立て理由ごとの詳細な内訳は公表していませんでしたが、2004～2006年度の処理済み案件について、その内訳を明らかにしました。

2006年度の処理状況をみると、申立て5,076件のうち、同年度内に3,542件の処理が行われ、年金関連は約75%にあたる2,639件でした。そのうち障害年金をめぐる処理は、処理済み件数全体の約66%に上っており、主に障害認定などについて不服が寄せられているとみられています。

対象者がわからない年金支払記録が約5,000万件に上っている問題に密接に絡むと思われる老齢年金についても、各年度160件前後の処理がなされているそうです。

子のない若年未亡人に大改悪

平成 19 年 4 月よりの遺族年金見直し

遺族厚生年金は、再婚した場合その権利が失われますが、再婚しなくても受給権が失われるようになるなど、平成 19 年 4 月より遺族厚生年金の大幅な見直しがされました。

1、子のない 30 歳未満の妻には遺族厚生年金 5 年間のみ

夫の死亡時に、18 歳未満の子（18 歳に達した年度末までが該当）がいない 30 歳未満の妻に対する遺族厚生年金の支給は、5 年間のみとなりました。

2、中高年寡婦加算は、夫死亡時 40 歳以上の妻に

これまでは子のない妻であっても夫死亡時に妻が 35 歳以上、又は、子がある場合、末子が高校を卒業するまでに 35 歳以上になれば、40 歳から中高年寡婦加算（年 59 万 4200 円）が支給されてきました。このことが改定され、平成 14 年 4 月から、「夫死亡時 40 歳以上の妻」に改定されました。夫死亡時に 40 歳以上の妻でないと中高年寡婦加算はありません。

なお、中高年寡婦加算は妻が 65 歳に達すると、経過的寡婦加算となり、生年月日により若い妻ほど減額されます。

3、遺族厚生年金の 65 歳からの支給方法

遺族厚生年金は、60 歳～64 歳の間は夫の死亡に伴う遺族厚生年金か、自分の老齢厚生年金かどちらかの選択となります。

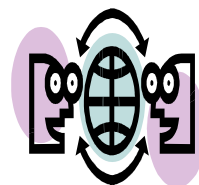
65 歳からは、次の①～③のいずれかを選択することになります。平成 19 年 4 月からは、原則として②が支給され、①や③よりも低額となる場合は、その差額が自動的に遺族厚生年金として支給されます。従前より幾分改善されました。

65 歳からの支給方法

②の額が支払われ、①または③の額より低額になる時 時その差額を加算した額

| ①の方法 | ②の方法 | ③の方法 |
|---------|--------|---------------|
| 遺族厚生年金 | 老齢厚生年金 | 老齢厚生年金 1 / 2 |
| 経過的寡婦加算 | 老齢基礎年金 | 遺族厚生年金 2 / 3 |
| 老齢基礎年金 | | 経過的寡婦加算 2 / 3 |
| | | 老齢基礎年金 |

顧客の名刺は誰のもの



営業職の会社員です。転職しようと思ひ会社に申し出たら、「業務上で手に入れた名刺はすべて置いていけ」と言われました。自分が手に入れた顧客の名刺は自分のものではないのでしょうか。

◆秘密指定外なら個人のもの

退職者に対し、秘密漏洩の防止策などを講じている会社は少なくありません。不正競争防止法では、企業の内部情報が「営業秘密」として保護されるための要件として、次の三つを挙げています。

1. 施錠できる場所で保管するなど秘密として管理されている。
2. 事業活動に有用な技術上・営業上の情報である。
3. 公然と知られていない事柄であること。

問題は、「名刺といえども職務上入手した情報は営業の秘密といえるのか」、ということです。

◆裁判所の判断は？

労働者が職務上手に入れた名刺が営業秘密でない場合、退職後も自由に使えることができ、ライバル社への転職禁止契約が労使間にない場合は、労働者には転職の自由があり、前職で培われた能力や情報を使用できるとされています。

前職で入手した名刺などを転職後も利用した元社員に会社側が損害賠償などを求めた裁判例があります。2001年、東京地裁は「保管、利用などを制約する労使間の

取り決めがない」として名刺を営業秘密とは認めませんでした（一審で確定）。

実際、名刺は労働者が各自で管理することが多く、名刺を営業秘密として会社が管理するのは難しいだろうとしています。

◆秘密扱いには契約や規定での周知が必要

職務上知り得た情報を、個人情報保護などを理由に労使間で秘密保持契約を結んでいたり、社内の秘密管理規定などで社員に周知したりしている場合、会社が名刺などの返却を強制しても問題はないとされるようです。

書面で取り決めがない場合はどうでしょうか。2007年、大阪地裁は「内部情報のすべてを『営業秘密』とすることは、労働者の職業選択の自由を過度に制限する」と判断しています。職務上、入手した情報などを営業秘密だと会社が規定するには、その情報が営業秘密であることを認識できるようにし、アクセスできる者が制限されていることが必要としました（現在、原告企業側が控訴中）。



トピックス



● 年金加入期間「最低 25 年」の短縮検討

政府の経済財政諮問会議は、公的年金について、現在 25 年の最低加入期間の短縮を検討することで一致した。現在の最低加入期間の長さが「保険料未納者」や「無年金者」の増加につながっているとの指摘を受けたもの。また、基礎年金を現行の「保険料方式」から「全額税方式」に転換した場合、消費税 5～7%増が必要との試算結果を示した。(10月26日)

● パワハラが自殺の一因＝労災認定

自殺の原因が上司によるパワーハラスメントや超過勤務などにあるとして、両親が求めている労災認定について、厚生労働省の労働保険審査会は、配置転換、1カ月当たり約 85 時間に及んだ長時間労働、連日の上司の厳しい叱責が強度のストレスになったと判断。労働基準監督署の不認定の決定を取り消し、自殺は業務に起因すると認定する裁決をした。(10月19日)

● 住込み管理人の労働時間 最高裁が判断

マンションの住込み管理人だった夫婦が平日の朝晩や週末の賃金の支払いを求めた訴訟で、最高裁判所は「管理会社の指示を受けていたといえる」として、平日の早朝・深夜の残業代、土曜日の1人分の賃金、休日の実働時間の賃金について支払いを認める判断を示した。今後、同様の形式で勤務する住込み管理人の賃金算定に影響を与えるものとみられる。(10月20日)

● 現金給与が9カ月ぶりに前年同月を上回る

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」により、8月分の労働者の賃金の平均を示す現金給与総額は28万3,236円(前年同月比0.1%増)で、9カ月ぶりに増加に転じたことがわかった。基本給は0.1%減だったが、残業代が1.2%増となったことが影響した。(10月1日)

● バイク便ライダーを「労働者」と認定

厚生労働省は9月27日、事業主と「運送請負契約」を結び、契約上、業務請負として配送業務に従事している「メッセンジャー」や「バイク便ライダー」について、「総合的には使用従属関係が認められる」として「労働基準法第9条の労働者に該当する」との判断を示し、都道府県労働局長あてに通達した。事業場に対する調査の結果、業務遂行上の指揮監督が行われており、時間的・場所的な拘束性も認められたことなどから、労基法上の労働者に当たるとした。

